

# 第4章 任用

## 1 任用（昇任）

東京都教育委員会は、能力・業績主義に基づく任用制度を整備しており、教員等は公平公正な選考によって、多様なキャリアアップを図ることが可能となっている。

### 職務の級 職

6級	統括校長	統括校長選定	○校長級職歴、原則2年以上
	校長		↑
5級	副校長	校長任用審査	○校長選考合格者 ○管理職（副校長、統括指導主事等）経験年数4年以上
		校長選考	○東京都教育管理職（副校長、統括指導主事等）経験年数3年以上 ○年齢59歳未満
		副校長任用審査	○教育管理職選考合格者 ○A選考合格後、原則5年以上（主任教諭で合格の場合は6年以上） ○B選考合格後、原則2年以上（主任教諭で合格の場合は3年以上） ※ C選考の合格者については、教育管理職選考の判定結果をもって任用審査会における適格の判定を受けたものとみなす。
4級	主幹教諭 指導教諭		教育管理職C選考 ○主幹教諭又は指導教諭歴が3年以上ある者 ○年齢50歳以上60歳未満
			教育管理職B選考 次の(ア)又は(イ)に該当する者  (ア) ○現に主幹教諭・指導教諭である者 ○年齢39歳以上54歳未満  (イ) ○主任教諭歴が2年以上ある者 ○年齢46歳以上54歳未満
			教育管理職A選考 ○現に主幹教諭・指導教諭である者又は主任教諭歴が2年以上ある者 ○年齢44歳未満
			4級職選考 ○現に主任教諭の職にあり主任教諭歴2年以上 ○年齢34歳以上59歳未満（*）
3級	主任教諭		
2級	教諭	主任教諭選考	○国公立学校の正規任用教員又は臨時的任用教員としての教職経験年数が通算して8年以上（ただし、都教職経験（臨時的任用は含まない。）が継続して2年以上） ○年齢30歳以上61歳未満（*）

- (注) 1 年数・年齢は全て年度末現在  
 2 「職務の級」は、教育職給料表と一致する。  
 3 主任教諭は、主任養護教諭・主任栄養教諭を含む。教諭は、養護教諭・栄養教諭を含む。  
 4 上記（\*）の上限年齢は、定年引上げに伴い、2年に1歳ずつ引上げとなる。上記年齢は令和5年度時点のものであり、次に引上げとなるのは令和7年度である。

## 2 任用（異動）

### (1) 一般教員の異動（令和3年9月改正）

異動の目的は、適材を適所に配置し、学校における望ましい教員構成を確保することで教育活動の活性化を図ること及び教員に多様な経験を積ませ、教員の資質能力の向上と人材育成を図ることにある。

異動の方針として、校長の学校経営や人材育成支援のためのきめ細かな異動、全都的な視野に立った広域的な人事異動及び島しょ・へき地等における教員構成の充実を示している。

ア 小・中学校の異動は、定期異動実施要綱により、次のように行う。

- (ア) 現任校に3年以上勤務する者を異動の対象とし、6年に達した者を必異動とする。
- (イ) 過員解消のための異動は、異動の対象となる者から行う。
- (ウ) 現任校における勤務年数が6年に達した者のうち、校長の具申及び各教育委員会の内申に基づき、東京都教育委員会が認めた者については、異動の対象としない。
- (エ) 全都を12の地域に分け、5校を経験するまでに異なる3つの地域を経験する。
- (オ) 異なる2ステージを経験した者は、異なる3つの地域を経験したものとみなす。

イ 都立学校の異動は、定期異動実施要綱により、次のように行う。

- (ア) 現任校に3年以上勤務する者を異動の対象とし、6年に達した者を必異動とする。
- (イ) 都立高等学校等においては、学校タイプ等によりAからDまで4つのステージを設定し、原則として、ステージB（島しょ地区、定時制課程の学校等）を含む異なる三つのステージを経験する。
- (ウ) 都立特別支援学校においては、障害種別等によりAからFまで六つのステージを設定し、原則として、3校を経験するまでに、異なる2つのステージを経験する。

※ 学校を取り巻く環境の変化や都民の多様な期待に的確に応え、特色ある学校づくりを推進するため、限られた人材を機動的かつ効率的に広く求め、人材の活用を図ること、教員の能力・適性や意向等を最大限に生かし特色ある分野に反映することを目的とした「公募制人事」も実施している。

### (2) 校長・副校長の異動

年齢58歳未満の者で、同一校勤務年数4年以上（副校長は3年以上）を原則として異動の対象とし、適材を適所に配置する。

## (3) 異動規模

## 異動状況総括表

(令和5年4月1日付異動)

校種別	異動総数	内 訳				
		校 長	副校長	教 員		
				主幹教諭 指導教諭	主任教諭	教諭等
小 学 校	人 5,203	人 398	人 434(1)	人 364	人 2,141	人 1,866
中 学 校	2,358	232(2)	233	180	862(13)	851(15)
義務教育学校	82	4	8	3	20	47
高 等 学 校	1,348	74	99	84	608	483
中等教育学校	41	3	3	1	25	9
特別支援学校	742	22(1)	42(2)	36	259(8)	383(20)
計	9,774	733	819	668	3,915	3,639

- (注) 1 校長及び副校長には、自校昇任者を含む。  
 2 小学校の( )内は、都立中等教育学校附属小学校で内数  
 3 中学校の( )内は、都立高等学校附属中学校で内数  
 4 特別支援学校の( )内は、区立特別支援学校で内数

## 校長異動数

(令和5年4月1日付異動)

種 別	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校	計
新任	人 126	人 79	人 0	人 26	人 0	人 8	人 239
転任	272	153	4	48	3	14	494
計	398	232	4	74	3	22	733

## 副校長異動数

(令和5年4月1日付異動)

種 別	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校	計
新任	人 169	人 123	人 7	人 28	人 2	人 21	人 350
転任	265	110	1	71	1	21	469
計	434	233	8	99	3	42	819